一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市・真庭市・美作市・苫田郡鏡野町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省環境省告示第八号

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号。以下「命令」という。）の経済産業省及び環境大臣が定める書類は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に記載しようとする次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第四十六条第二項第一号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の許可を要する行為に関する事項　次に掲げる書類
(1)　温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第一条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
(2)　温泉法施行規則第一条第二項第一号から第四号までに掲げる書類に相当する書類
(3)　その他環境大臣が必要と認める書類
ロ　温泉法第十一条第一項の許可を要する行為に関する事項　次に掲げる書類
(1)　温泉法施行規則第六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
(2)　温泉法施行規則第六条第二項第一号から第四号までに掲げる書類に相当する書類
(3)　その他環境大臣が必要と認める書類
二　法第四十六条第二項第三号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　法第四十四条第一項第四号の協議に係る次に掲げる事項を記載した書類
(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　変更の内容
(3)　変更しようとする年月日
(4)　変更を必要とする理由
(5)　工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間
ロ　公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
ハ　公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
ニ　変更の内容に係る次に掲げる書類
(1)　公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
(2)　工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
(3)　工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
(4)　変更に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
三　法第四十六条第二項第四号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第六項の規定による認可を要する行為に関する事項　次に掲げる書類
(1)　法第四十四条第一項第四号の協議又は認可に係る次に掲げる事項を記載した書類
(i)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(ii)　変更の内容
(iii)　変更しようとする年月日
(iv)　変更を必要とする理由
(v)　工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間
(2)　公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
(3)　公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
(4)　変更の内容に係る次に掲げる書類
(i)　公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
(ii)　公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
(iii)　事業資金を調達することができることを証する書類
(iv)　工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
(v)　工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
(vi)　変更に関し必要な土地、家屋その他の物件を使用することができることを証する書類
(vii)　変更に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
ロ　自然公園法第二十条第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。）又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項　次に定める書類
(1)　法第四十四条第一項第四号の許可又は届出に係る次に掲げる事項を記載した書類
(i)　行為の種類
(ii)　行為の目的
(iii)　行為の場所
(iv)　行為地及びその付近の状況
(v)　行為の施行方法
(vi)　行為の着手及び完了の予定日
(2)　行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
(3)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
(4)　行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
(5)　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
四　法第四十六条第二項第五号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第二項の規定による届出を要する行為に関する事項　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下この号及び次号において「規則」という。）第十一条第二項又は第三項に定める様式第八の二の氏名等変更届出書又は様式第八の電気工作物変更届出書
ロ　電気事業法第十六条の二第一項又は第二項の規定による届出を要する行為に関する事項　規則第十九条の二第一項又は第三項に定める様式第十四の二の特定規模電気事業開始届出書又は様式第十四の三の特定規模電気事業変更届出書